

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>1 公立大学法人大阪が運営する大学に係る料金の上限</p> <p>(1) <u>検定料、入学料、登録料及び授業料の上限額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(2) <u>実験機器充実負担金及び実習充実負担金の上限額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(3) <u>学位論文審査料の上限額は、1件につき57,000円とする。</u></p> <p>(4) <u>獣医臨床センターの診察料等の上限額は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>(5) <u>医学部附属病院の使用料等の上限額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</u></p> <p>ア <u>診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料の上限額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）又は公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に100分の110を乗じて得た額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料の上限額は、当該算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p> <p>イ アにより算定し難い使用料の上限額は、厚生労働大臣の承認を得た額又は診療報酬の算定方法に準じて算定した実費相当額とする。</p> <p>ウ <u>診断書、検案書又は証明書の交付を受けるときの手数料の上限額は、1通につき5,500円とする。</u></p> <p>(6) <u>卒業証明書、修了証明書、成績証明書又は単位修得証明書の交付を受けるとき（在学する者がこれらの書類の交付を受ける場合を除く。）の手数料の上限額は、1通につき500円とする。</u></p> <p>(7) <u>前各号に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合におけるその上限額は、実費相当額とする。</u></p>	<p>1 公立大学法人大阪が運営する大学に係る料金の上限</p> <p><u>公立大学法人大阪が運営する大学の検定料、入学料及び登録料の上限額は、別表第1のとおりとする。</u></p>

2 大阪府立大学に係る料金の上限

- (1) 授業料の上限額は別表第2のとおりとし、実験機器充実負担金及び実習充実負担金の上限額は別表第3のとおりとする。
- (2) 研修料の上限額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 他の大学が実験を要する部門に研修員を派遣する場合 月額 34,020 円
 - イ 他の大学が実験を要しない部門に研修員を派遣する場合 月額 17,010 円
 - ウ 大学以外のものが研修員を派遣する場合 月額 63,990 円
- (3) 学位論文審査料の上限額は、1件につき 57,000 円とする。
- (4) 研究料の上限額は、研究員1名につき月額 36,660 円とする。
- (5) 研究推進機構に放射線又は放射性同位元素に関し照射、試験及び調査を依頼するときの手数料の上限額は、別表第4のとおりとする。
- (6) 研究推進機構の放射線施設を利用するときの使用料の上限額は、1人1日につき 3,130 円とする。
- (7) 生命環境科学域附属獣医臨床センターの診察料等の上限額は、別表第5のとおりとする。
- (8) 心理臨床センターの面接料等の上限額は、別表第6のとおりとする。
- (9) 卒業証明書、修了証明書、成績証明書又は単位修得証明書の交付を受けるとき（在学する者がこれらの書類の交付を受ける場合を除く。）の手数料の上限額は、1通につき 400 円とする。
- (10) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）の受講者の選考手数料の上限額は、1名につき 9,800 円とする。
- (11) 特別の課程の受講料の上限額は、1時間につき 1,400 円とする。
- (12) 公開講座の受講料の上限額は、1時間につき 1,420 円とする。
- (13) 実験用動物の飼育の手数料の上限額は、1ケージにつき日額 3,560 円とする。
- (14) 研究用の機器の利用料の上限額は、1時間につき 26,480 円とする。

3 大阪市立大学に係る料金の上限

- (1) 授業料の上限額は、別表第7のとおりとする。
- (2) 大学院博士課程を修了しない者の博士の学位審査手数料の上限額は、1件につき 57,000 円とする。
- (3) 医学部附属病院の使用料等の上限額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料の上限額

2 公立大学法人大阪が運営する高等専門学校に係る料金の上限

- (1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は、別表第4のとおりとする。
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 前3号に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合におけるその上限額は、実費相当額とする。

別表第1 (1 (1)関係)

は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）又は公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に100分の110を乗じて得た額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料の上限額は、当該算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。

イ アにより算定し難い使用料の上限額は、厚生労働大臣の承認を得た額又は診療報酬の算定方法に準じて算定した実費相当額とする。

ウ 診断書、検案書又は証明書の交付を受けるときの手数料の上限額は、1通につき5,500円とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合におけるその上限額は、実費相当額とする。

4 大阪府立大学工業高等専門学校に係る料金の上限

- (1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は、別表第8のとおりとする。
- (2) (略)
- (3) (略)

別表第1 (1関係)

区分	検定料	入学料又は登録料		授業料
		甲	乙	
学生	30,000円	282,000円	382,000円	年額 535,800円(学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院の学生にあつては、804,000円)
科目等履修生	9,800円	28,200円	38,200円	1単位の額 14,800円
研修生又は研究生	9,800円	84,600円	114,600円	月額 29,700円
特別履修生	—	—	—	1単位の額 14,800円
特別研究生	—	—	—	月額 29,700円

備考 (略)

別表第2 (1(2)関係) (略)

区分	検定料	入学料又は登録料	
		甲	乙
学生	30,000円	282,000円	382,000円
科目等履修生	9,800円	28,200円	38,200円
研修生又は研究生	9,800円	84,600円	114,600円

備考 (略)

別表第2 (2(1)関係)

区分		授業料	
学域又は学部		年額	535,800円
大学院の研究科		年額	535,800円
科目等履修生	学域又は学部	1単位の額	14,800円
	大学院の研究科	1単位の額	14,800円
研究生	学域又は学部	月額	29,700円
	大学院の研究科	月額	29,700円
特別聴講学生	学域又は学部	1単位の額	14,800円
	大学院の研究科	1単位の額	14,800円
特別研究学生	大学院の研究科	月額	29,700円

別表第3 (2(1)関係) (略)

別表第4 (2(5)関係)

区分		単位	金額	加算額
照射	放射線発生装置による場合	1分間	37,080円	照射の依頼者が放射証明書 を必要とする場合 1通に つき1,560円
	放射線同位元素による場合	1時間	39,800円	
非破壊 検査	放射線発生装置による場合	10分間	13,820円	検査の依頼者がフィルムを 必要とする場合 1枚につ き3,970円
	放射線同位元素による場合		11,930円	
機器測 定	放射能自動測定器、マルチチャンネル波高分析器、液体シンチレーションカウンター又は低バックグラウンド放射能測定器による場合	1時間	12,670円	1 試料の調製について、 試料を乾燥固化、溶解、 粉碎その他の方法で加工 する場合又はひょう量、 浸漬 ^{せき} 等の前処理をする場 合でそれに要する時間が 15分間を超えるとき 超 過1時間につき5,750円 2 試料の調製について特 別に薬品、原材料等を必 要とする場合 実費相当 額
	その他の機器による測定	1件	16,330円	
	事業所等において放射線の測定を行う場合	4時間	23,150円	
		超過1時間	7,220円	事業所等に研究推進機構の 職員を派遣するにつき旅費 等を必要とする場合 公立 大学法人大阪教職員等の旅 費の支給に関する規程の規 定により算定した旅費に相 当する額

備考

- 1 時間の計算については、単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
- 2 非破壊検査の場合における時間の計算については、当該検査のための照射時間による。
- 3 事業所等において放射線の測定を行う場合における時間の計算につ

別表第3 (1(4)関係) (略)

別表第4 (2(1)関係) (略)

いては、研究推進機構からの往復時間及び当該事業所等での準備に要する時間を含む。

別表第5 (2(7)関係) (略)

別表第6 (2(8)関係)

項目	単位	金額
受理面接	1件	2,610円
心理教育面接		2,080円
遊戯面接		2,200円
臨床心理面接		2,080円
心理検査		3,660円

別表第7 (3(1)関係)

区分	授業料
学生	年額 535,800円 (学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院の学生にあつては、804,000円)
科目等履修生	1単位の額 14,800円
研修生	月額 29,700円

別表第8 (4(1)関係) (略)